

## Ⅸ 公益信託

田 中 實

### 1. 意義・現状

公益信託は、信託法の終りの部分、第66条以下に設けられた制度であるが、周知のように、大正11年の信託法制定以来、約半世紀にわたって全く利用されることがなく、休眠した制度といわれていた。

実は、本学会の第1回総会（昭和51年10月23日）で、私は松本崇氏と共同で「公益信託について」というテーマの研究報告をしたことがある。その中で、公益信託を民法上の公益法人（とくに財団法人）と対比して、制度上ならびに機能上の特徴や異同等を指摘するとともに、参考として英米公益信託の現状も述べて、なるべく早く公益信託を実用化すべきである、と提言したことがある（本誌第1号45頁以下参照）。

幸いなことに、その頃から、公益信託実用化に向けての機運が各方面で盛り上がり、翌52年5月、わが国で最初の公益信託2件が主務官庁の許可を受けて成立し、ようやく公益信託実用化の途が開けてきた。その後、今日まで約8年を経過して、現在おおよそ130件余の公益信託ができ（その具体的内容については、信託協会の機関誌「信託」に定期的に報告されている）、まだ公益法人の実績には及ばないにしても、しだいに公益活動のための法制度としての機能を発揮するようになった。

### 2. 改正の方針

このように実用化されてきた公益信託の実績・現状をふまえて、信託法の改正を考えるとすれば、どのような案が適当であるか。改正試案作成の方針としては、まず第1に、折角動き出した公益信託が不評を受けられないよう、その適切

な運用に役立つために現行法の不備なところを修正・補足する、ということを目標としたが、併せて考慮したのは、実は、昭和47、8年から50年ごろにかけて、公益信託実用化のきっかけとなった事情、つまり民法上の公益法人制度の濫用問題である。周知のように、その当時、各方面から公益法人の濫用とその弊害が指摘され、その対応として、昭和54年には、民法が一部改正され、公益法人の監督強化と運営の適正化が図られた。

改めていうまでもなく、公益信託は、その制度ならびに社会的機能の上で、公益法人と大きな共通性をもっている。そこで、公益法人に生じた問題は、さらに公益信託についても生ずるかもしれない、というわけで、本改正試案においても、第2の目標として、ある程度まで、昭和54年の民法改正の趣旨をとり入れるべきであろう、と考えてみた。配布した Resume で、しばしば民法第何条にならうと説明されているのは、それをあらわしている。

このような2つの方針で、公益信託関係の改正試案を作成したところ、現行規定が第66条から第73条まで8カ条なのに対して、改正試案では16カ条となり、条文数はちょうど2倍に増えた勘定になる。

### 3. 改正試案の内容説明

条文の順序に従って説明を加えるが、まず、第66条は、公益信託の定義を示した条文で、現行規定との違いは、公益目的の例示としてあげられた「祭祀、宗教、慈善、学術……」とつづく、その慈善を「福祉」と改めただけである。慈善を福祉と改めても、実質的には何も変りはないようであるが、ただ言葉の感覚として、最近では、慈善という表現は何となく好まれなくなっており、一般に福祉という表現が用いられているので、言葉を変えてみたにすぎない。

次の第67条は、公益信託は主務官庁の監督に属すと定め、第68条は、公益信託の引受については主務官庁の許可を受けることを要する、という規定である。この2カ条は、現行規定をほぼそのまま用いるつもりである。ただ第68条には、「あらかじめ」という文言を加えるつもりなので、条文が示してあるが、とくに改正というほどのことはないので、説明は省略する。

次の第69条も、現行規定の「財産ノ供託ソノ他必要ナ処分」というのを、簡単に「必要な命令」に改めただけである。前述の昭和54年の民法改正では、公益法人に対する監督を強化するために、民法第67条に「主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」という第2項が追加されている。やはり「必要な命令」というほうが、ケース・バイ・ケースで具体的な監督ができるように思われるので、民法第67条第2項と同じ表現にしたわけである。

次の第70条と第71条は、公益信託の条項の変更と受託者の辞任の規定であるが、この2カ条も、現行規定と全く同じ内容になるはずで、とくに変更はないため、条文番号も説明も省略してある。

次の第71条の2は、信託管理人の規定で、これは新設予定の条文である。信託管理人は、第8条に示されるように、受益者が不特定か、または存在しないときに、受益者の利益を保護するため、いわば受益者の利益代表の意味で設けられるものであるが、とくに公益信託においては、制度上、受益者となるべき者がひろく公衆に属するという事情から、なるべく設けた方がよいと考えられ、現に、今までに成立した130件余の公益信託では、すべて設けられている。主務官庁の取扱い基準でも信託管理人を必置のものと定めているのが相当に多くみられる。

ただ、現在では、主務官庁の基準や行政指導で設けられている状態なので、むしろ信託法の条文上、必置のものとして明示してはどうか、と考えたわけである。もとより、わざわざ条文で定めなくて、各官庁の処理にまかせておいても差支えないようなものではあるが、かつて公益信託の実用化に直接関与した私の気持ちとしては、法文上必置を明示した方がよい、と感じたからである。

さて、信託管理人の権限としては、別に木下教授による詳しい説明があるが、公益信託においては、本条第2項で、受益者代表に相当する意味で、受託者の解任請求権を認めておいた。

次の第72条は、公益信託を監督する主務官庁の権限を示したものであるが、実質的には、現行規定と変わっていない。ただ引用・参照される条文が変わったにすぎないので、細かい説明は省略する。

次の第72条の2は、公益信託の終了事由を明示したものである。第56条による信託一般の終了事由に加えて、主務官庁による許可の取消を明示した。実は、民法上の公益法人については、民法第68条に解散事由が明示されており、そこに設立許可の取消があげられているので、それにならったわけである。

次の第72条の3も新設条文で、許可取消の要件と手続を示したものである。公益法人の設立許可取消については、昭和54年に民法第71条と民法施行法第25条とが改正され、合理化が図られたので、それにならった、といえる。

次の第73条は、いわゆるシ・プレー原則を示すもので、民法第72条第2項とほぼ同趣旨である。改正点としては、現行規定よりも少し適用範囲を拡大し、類似の目的のために信託を継続させる場合のほか、類似の目的を有する公益法人または公益信託に残余財産を帰属させることも可能とした。おそらく公益法人と公益信託の相互移行を可能にすることは、実務的にも便宜であろう。

次の第73条の2と第73条の3は、やはり新設条文で、公益信託終了のときの手続を定めたものである。現在のところ、実用化されたばかりの公益信託には、まだ終了したケースがないのであるが、やがては終了するものもあろうかと考える。ところが、現行法には終了手続を指示する規定が欠けている。その不備を補い、主務官庁への届出と最終の財務処理の適正化を図る趣旨で条文案を作ってみた。内容的には、いずれも民法第77条第1項、第83条にならうものである。

さいごに、第73条の4以下の3カ条は、公益信託の適正化のために、罰則による取締を示したものである。公益信託の運営がたいへんうまく行われている現状からすると、50万円以下、または10万円以下の過料などという制裁まで必要なかどうか、疑問もないではないが、念のため、一応、昭和54年に改正された民法上の制裁規定とほぼ同程度のものを示してみた。

(慶応義塾大学教授)